(介護予防) 認知症対応型通所介護 運営規程

(介護予防) 認知症対応型通所介護

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 紀洋会(以下「当法人」という。)が開設する 認知症対応型通所介護事業所 つきの樹(以下「当事業所」という。)が行う指定(介護予防)認知症対応型通所介護の事業(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員、(以下「通所介護従事者」という。)が、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所の通所介護従事者は、要介護・要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

1 当通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 認知症対応型通所介護事業所 つきの樹
- 2 所在地 兵庫県三田市けやき台3丁目75番3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。

2 介護職員 2名以上(常勤換算)

認知症対応型共同生活介護事業所の人員に含む

通所介護従業員は、事業の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- 2 サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定(介護予防)認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 当事業所の利用定員は、1日6人とします。

(指定(介護予防)認知症対応型通所介護の内容)

第7条 通所介護事業の内容は、指定居宅介護支援事業者の作成した居宅サー ビス計画書に基づいて、次に掲げるサービスを行うものとする。

1 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助 イ. 移動、移乗の介助

- ウ. 通所等の介助その他必要な身体の介護
- 2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サー ビスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な入浴の介助
- 3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア. 準備、後始末の介助 イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助
- 4 アクテビィティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることが できるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎 的なサービス (訓練) 及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。

また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア.レクリエーション イ.グループワーク ウ.行事的活動
- エ. 体操 オ. 機能訓練 カ. 休養 (養護)
- 5 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする 利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動、移乗動作の介助 イ. 送迎
- 6 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

(指定(介護予防)認知症対応型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める 基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その1割または2 割の額とする。

- 1 通常の営業日に事業を提供する場合、別紙1に掲げる利用料を徴収する。
- 2 事業に係る食材料費については、次の額を徴収する。

一食 700円

- 3 通所介護事業にかかるおむつ代については、別表1に揚げる費用を徴収する。
- 4 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別表1に揚 げる費用を徴収するものとする。
- 5 第1項から第4項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上、支払いに同意する文書に署名を受けるものとする。

6 利用者等は、当事業所の定める期日までに、利用料を現金又は金融機関 口座振込等により納付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、三田市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条 利用者は通所介護事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。
- 1 サービスの利用にあたっては、かかりつけ医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
 - 2 入浴サービスを利用する際の留意事項

サービス提供時における心身の状況から、入浴を制限する場合があるとともに、 利用者自らも申し出をするように留意すること。

3 給食サービスを利用する際の留意事項

利用者の食物についてもアレルギーなどは事前に申し出をおこなうこと。また、心身の状況に留意しなければならない。

4 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

サービス提供時に心身の状況に不調がある場合には、申し出を行うこと に留意しなければならない。

5 送迎サービスを利用する際の留意事項

送迎に要する時間は、諸種の条件により異なる場合があることに留意すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従業者等は、通所介護事業を実施中に、利用者の病状等に 急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を 講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画 を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期 的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(指定(介護予防)認知症対応型通所介護の利用契約)

第13条 当事業所は、通所介護事業の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と、利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(通所介護従事者等の健康管理等)

第14条 当事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習慣に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

- 第15条 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を 保持す。
 - 2 当事業所は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、通所介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

- 第16条 当事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画 に基づき、たてられていない場合は独自に、利用者の心身機能の状態に応じた 当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明及び交付する。
 - 2 当事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービス提供記録の記載)

第17条 通所介護従事者は、通所介護事業を提供した際には、その提供日及 び内容、当該通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条 第5項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他 必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した通所介護事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第19条 当事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速 やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡をおこなうとと もに、必要な措置を講じなければならない。
 - 2 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するものとする。

(損害賠償)

第20条 当事業所は、指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(暴力団等の影響の排除)

第21条 当事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けてはいけない。

(衛生管理等)

- 第22条 当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 当事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第23条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第24条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する 指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業 務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務 継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第25条 当事業所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研究の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用時3ヶ月以内
- 2 継続研修 年2回
- 二 通所介護従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 三 当事業所は、この事業を行うため、ケース記録その他の必要な帳簿を整備するものとする。

四 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、当事業所が定めるものとする。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

改定履歷

令和6年4月1日より改定

(介護予防)認知症対応型通所介護 重要事項説明書

重要事項説明書

本事業所をご利用いただくにあたり、次の内容についてご説明申し上げます。 説明にあたり不充分な事柄に関しては、十分にお尋ねいただきご理解をいただきた いと存じます。

(事業の目的)

当施設は、要介護(又は要支援)状態にある高齢者等に対し、適正な(介護予防)認知症対応型通所介護事業を提供することを目的とします。

(運営の方針)

私達は、要介護(又は要支援)状態等の心身の特性を踏まえて、認知症利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名称等)

名 称 認知症対応型通所介護事業所 つきの樹

所在地 兵庫県三田市けやき台3丁目75番3

(職員の職種、員数、及び職務内容)

当事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりです。

管理者 1名(兼務)

管理者は、当事業所の職員の管理及び業務の管理を行います。

介護職員 2名以上(常勤換算)

認知症対応型共同生活介護事業所の人員に含む

(介護予防)認知症対応型通所介護従業員は、(介護予防)認知症対応型通所介護 の業務に当たります。

(営業日及び営業時間)

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

営業日月曜日から金曜日までとします。

サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。

((介護予防)認知症対応型通所介護の利用定員)

当事業所の利用定員は、1日6人とします。

((介護予防)認知症対応型通所介護の内容)

(介護予防)認知症対応型通所介護の内容は、居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとします。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本事業所と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとします。

一 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供します。

- ア. 排泄の介助 イ. 移動、移乗の介助
- ウ. 通所等の介助その他必要な身体の介護
- 二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。

- ア. 衣類着脱の介助 イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な入浴の介助
- 三 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。

- ア. 準備、後始末の介助 イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助
- 四 アクテビィティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行います。また、利用

者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供します。

- ア. レクリエーション イ. グループワーク ウ. 行事的活動
- 工. 体操 才. 機能訓練 力. 休養(養護)
- 五. 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供します。

- ア. 移動。移乗動作の介助 イ. 送迎
- 六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行います。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

((介護予防)認知症対応型通所介護の利用料等及び支払いの方法)

(介護予防)認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とします。また、(介護予防)認知症対応型通所介護を提供する場合およびオムツ使用・その他アクティビティサービスにかかる諸経費に係る費用は、別表1に掲げる利用料となります。尚、食事については、次の通りです。

一食 700円

これらの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名押印)をうけるものとします。お支払いは、当事業所の定める期日(毎月13日)に、利用料等を原則口座振替にて納付していただきます。(口座振込、現金支払い可)

(通常の事業の実施地域)

三田市

(サービス利用にあたっての留意事項)

ご利用にあたって、(介護予防)認知症対応型通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意してください。

- 一 サービスの利用にあたっては、かかりつけ医師の診断や日常生活上の留意事項、 利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受ける よう留意してください。
- 二 入浴サービスを利用する際の留意事項

サービス提供時における心身の状況から、入浴を制限する場合があるとともに、利用 者自らも申し出をするようにしてください。

三 給食サービスを利用する際の留意事項

食物アレルギーなどを食事摂取にかかる事項は、事前に申し出てください。

四 機能訓練サービスを利用する際の留意事項

サービス提供時に心身の状況に不調がある場合には、申し出てください。

五 送迎サービスを利用する際の留意事項

送迎に要する時間は、諸種の条件により異なる場合があることに留意してください。

(緊急時等における対応方法)

(介護予防)認知症対応型通所介護従業者等は、(介護予防)認知症対応型通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

(非常災害対策)

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、年2回 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行いますので、ご協力ください。

(指定通所介護の利用契約)

本事業所は、(介護予防)認知症対応型通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して本状にしたがって説明し、利用契約を締結するものとします。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後となります。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の

各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていること から、情報提供を行うこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市 町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等 生命・身体の保護の為必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(介護予防)認知症対応型通所介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持し、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持することを誓約いたします。

(個別援助計画書の作成等)

当事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づき、たてられていない場合は独自に、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明及び配布いたします。また、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとします。

(苦情処理)

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとします。

当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口 所長 橋本 明美

受付時間 9:00~17:00

尚、三田市介護保険担当:介護保険課 及び兵庫県国民健康保険団体連合会の 苦情相談窓口でも受け付けます。

三田市介護保険課 TEL 079-563-1111 兵庫県国民健康保険団体連合会 TEL 078-332-5617

(事故発生時の対応)

当事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。また事故の状況及び事故に際して行った処置について記録を行います。

(損害賠償)

当事業所は、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合 には、損害賠償を速やかに行います。

(暴力団等の影響の排除)

当事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けてはいけない。

(虐待の防止について)

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、 次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 所長 橋本 明美

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果につ いて従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・ 親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、 速やかに、これを市町村に通報します。

(身体拘束について)

当事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他 害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険 が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げ ることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体 拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者とし て、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生 命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して 危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがな くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(衛生管理等)

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、
 - 衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

(業務継続計画の策定等について)

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(その他運営についての留意事項)

(介護予防)通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとします。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

改定履歷

令和6年4月1日 改定

<別紙 1>

認知症対応型通所介護事業所 つきの樹

(介護予防) 認知症対応型通所介護

介護保険証の確認

ご利用には、介護認定により、介護保険証及び介護保険負担割合証が必要となります。お申し込み時・ご利用時に確認させていただきます。

利用の契約

当施設でのサービスは、(介護予防) 認知症対応型通所介護サービス計画に基づいて、各介護サービスを提供いたします。したがって、ご利用にあたり、当計画に対する同意をいただくことになります。以下 必要になる同意文書となります。

重要事項説明書

利用契約書

自費同意書

個人情報提供書

利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。 下記の金額が自己負担分となります。

7時間以上8時間未満

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	511円	1,022円	1,533円
要支援2	5 4 2 円	1,084円	1,626円
要介護1	552円	1,104円	1,656円
要介護2	572円	1, 144円	1,716円
要介護3	591円	1,182円	1,773円
要介護4	610円	1,220円	1,830円
要介護5	631円	1,262円	1,893円

※介護保険負担割合証をご確認ください。

【加算】

※入浴介助加算(Ⅱ) 1割負担55円 (2割負担110円・3割負担165円)

※介護職員等処遇改善加算(I) 所定単位×181/1000

※サービス提供体制強化加算(I) 22円/日

(2割負担 44円・3割負担 66円)

(その他)

算定要件を満たした場合は下記の金額を請求します。

(※厚生労働大臣が定める基準に準ずる)

又、算定要件を満たさない場合には請求をいたしません。

※科学的介護推進体制加算 40円/月

(2割負担 80円・3割負担 120円)

- ※ 三田市は地域区分が5級地となる為 1単位=10.55円です。 自己負担分は、10.55円で計算したものです。
- ※ 加算に関しては、割合毎の金額に10.55を乗じたものの1割が 自己負担分となります。

(2) その他の料金

①食費

(単位:円/日)

	食 費
昼	700円

②オムツ代

尿取りパッド	43~65円/枚
紙おむつ	140円/枚
紙パンツ	140円/枚

③クラブ活動費等

利用者及びご家族様の希望により、施設の提供するサービスであって、 クラブ活動や行事(定期のものは除く)に係る費用。

支払い方法

- ・毎月、前月分の請求書を発行します。
- ・お支払い方法は、原則、金融機関からの口座自動引き落としです。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

口座振替 : 毎月13日:中兵庫信用金庫・JA丹波ささやま・ゆうちょ銀行

但馬銀行・みなと銀行

毎月 15 日: J A 丹波ひかみ

以 上